

論壇

「デザイン思考」による税務
税理士も奮闘しよう



中村 信行
【麻布】

はじめに

各年度の税制改正事項の決定は与党の税制調査会が担うのに対し、政府税制調査会は、中長期的な視点での検討の場としての役割を担っているが、最近、専門家会合を設けて、各年度の税制改正に向け、税制担当者として改正に盛り込みたい事項を議論する場となっているように見える。

政府税制調査会は、令和7年度税制改正に向けて、3つの専門家会合を開催している。

1 税制のEBPMに関する専門家会合
2 経済社会のデジタル化への対応と納税環境整備に関する専門家会合
3 活力ある長寿社会に向けたライフコースに中立な税制に関する専門家会合

そのなかで興味深いのは、デジタル化への対応である。前体制での政府税制調査会でも、納税環境整備に関する専門家会合が開かれ、中期答申¹では、税務におけるデジタル化には、①納税者が保有する税務関連情報のデジタル化と記帳水準の向上、②納税者・税務当局間の手続のデジタル化、③税務行政におけるデジタル化(調査における活用など)と整理されており、現体制の政府税制調査会はこの引き継いでいるだろう。これらの点については、制度的にはそれぞれ

デジタル化への対応

適時に対応されており、電子申告や優良な電子帳簿の利用に対するインセンティブの付与といった制度対応が行われているが、ここ数年、税制担当者の関心は、①について、特に個人やフリーランスの申告水準をデジタル化の流れに即していかにつなげるかにあるように見える。現体制での専門家会合での特色は、OECD租税委員会における議論を参照しながら、「デジタルシームレス」という考えを導入しているところにある。

OECD租税委員会は、長年、「協力的コンプライアンス」という名のもとで、納税者の自発的なコンプライアンスを促すことを旨として、様々な考えを提示してきた。この基調的な考えは、大企業向けの協力的コンプライアンスプログラムへと展開する²。さらに、進化するデジタル技術を活用する方向へとも展開し、OECDは、税務調査へのAIの活用(2017年)、プラットフォーム事業者からの情報収集(2019年)、税務行政のDXのビジョン(2020年)といったものを盛り込んだ報告書を作成しており、これらは、それぞれ、我が国の税制・税務行政にも反映されている。

中小企業向けのコンプライアンスの向上策は、その数からして、大企業に比して手数を要する。法人会の作成する自主点検シート³は優れた取組みで、さらにデジタル技術の進化が新たな領域を開く。今回、専門家会合が着目したのは、2022年のOECDの報告書である「シームレスな税務」に向けて(Towards Seamless Taxation)に

あるキーワード「シームレス」である。専門家会合資料では5枚の資料で説明されているが、書かれていることは、取引情報の入手から、決算、申告までを「シームレス」、要すればデジタル化して行うことである。専門家会合での議論は、与党の税制改正大綱に反映されている(参考)。

協力的コンプライアンスとデジタルシームレス

「参考」
与党令和7年度税制改正大綱
第一 令和7年度税制改正の基本的考え方
6 円滑・適正な納税のための環境整備
(1) 税務手続のデジタル化による利便性の向上
(略) このため、取引に係るやり取りから会計・税務までのデジタル化に対応する観点から、電子取引データに関連する加重算税の加重を適用しない措置等を講ずる。また、デジタル技術を活用して、事業者の取引に係るやり取りから会計・税務までがシームレスにデジタルデータで処理されるという方向性を事業者や関係機関と共有しつつ、証拠及び帳簿の両方

を通じた、取引の段階から誤りが生じにくい仕組みやトレーサビリティが確保された帳簿書類の普及・一般化に向けて、引き続き検討する。

デザイン思考の税務

2022年の「シームレス」報告書の源流には、中小企業のコンプライアンス向上策として、2014年に発表された報告書「制度設計による税務コンプライアンス(Tax Compliance by Design)」がある。この報告書が、10年を経て、専門家会合の昨年の資料のなかで引用されているのである。

この報告書における「by Design」という用語は、おそらく「デザイン思考」という意味で、もともと製品設計における思考法を経営にも応用する用語として用いられている。デザイン思考の本質を捉え、製品の形は、モノとして作られるのではなく、利用や機能を徹底的に突き詰めていくことでつくられるものだと

わかれる。「デザイン思考」とは、組織や業務プロセスも、ユーザー目線でニーズや改善点を解決するところから設計するという考え方である。そこから、事業者の取引に係るやり取りから会計・税務までがシームレスにデジタルデータで処理されるという方向性が示されていたので、デジタルシームレスの源流は「デザイン思考」にあったわけである⁴。経営からすればリアルタイムでの損益を把握したいところであり、売上原価の計算をリアルタイムで行う方法(売上原価対立法)が用いられる場合も増えているという。リアルタイムで損益が把握できれば、決算処理は不要になる、これもデジタルシームレスである。

さて、大企業向けの協力的コンプライアンスは、我が国では、税務に関するコーポレートガバナンスとして国税局の取組みが行われているが、キャンノンの税務担当を長く務められた「税務担当奮闘記」という本を讀むと、30年前から、企業内で、税務を企業全体の問題とし、トップマネジメントの関心事項とし、税務担当の地位向上を図るべく奮闘されてきたことがわかる。税務をコーポレートガバナンスとして取組むということはこういうことであり、国税局の取組みはその後押しである。

税理士も奮闘しよう

解決より問題防止に重点が置かれているようにも見える。デジタルシームレスといっても、各論的には、キャッシュレス取引の活用、API連携による取引情報の入手、会計ソフト等の利用、そしてそれらの拡大といったことで、税理士の先生方にとっては目新しいことかも知れない。ところが、小規模事業者の約4割が帳簿を手書きで作成しているという⁵。こうした者への対応は、事業者自身が会計ソフトを用いることもあるかもしれないが、納税義務の適正な実現を図ることを使命とする税理士へのニーズが眠っている領域である。大企業の税務担当は奮闘されている、中小企業に引き合う税理士先生方の奮闘にも期待したい。

1 「わが国税制の現状と課題」令和時代の構造変化と税制のあり方(令和5年6月30日)
2 この取組みは各国で行われているが、日本では、国税局において、税務に関するコーポレートガバナンスという取組みが行われている。これは、調査部の特別調査官が担当する規模の法人を対象に、事務運営要領に基づき実施されている(国税庁「税務に関するコーポレートガバナンスの充実に向けた取組について(調査課所管法人の皆様へ)」https://www.nta.go.jp/taxes/tehsuzuki/shinsei/shinkoku/hojin/sanko/og.htm)。この取組みでは、チェックシートにより、企業内における体制や前回調査の指摘事項のフォローアップの状況を点検するが、さらに、トップマネジメントも含めた体制や企業理念を

1 2014年報告書においては、シームレスではなく、セキユアード・チェイン・アプローチと呼ばれている。
2 与党令和7年度税制改正大綱12頁。